

令和4年度第2回情報公開審査会及び個人情報保護審査会 会議概要

1 日時

令和4年11月14日(月) 午後5時30分～午後6時25分

2 場所

三鷹市議会第三委員会室(オンライン開催)

3 出席委員

戸張委員 安藤委員 岩隈委員 伯母委員 進邦委員

4 市側出席者

濱仲総務部長 八木相談・情報課長 松田相談・情報課主査

5 公開又は非公開の別

公開

6 傍聴

なし

7 概要

(1) 報告事項

「個人情報保護法の改正に伴う三鷹市個人情報保護条例及び関連条例の改正・廃止等に関する骨子(案)」に係る市民意見への対応について

八木相談・情報課長より報告事項の説明があった。

【伯母委員】 パブコメの取り方を教えてもらいたいのですが、どういう形でパブコメの募集をやっているのかという点と、あと24名の方に御回答いただいたということですが、属性というか、どんな方が回答されているのか、その辺がもし分かれば教えていただきたいと思います。

【八木相談・情報課長】 まず、パブリックコメントをどのように実施したかということでございます。まずこの骨子(案)の入手方法でございますけれども、こちらは市のホームページで閲覧できるのですけれども、あるいは当課の相談・情報課あるいは市政窓口、市民協働センター及び各コミュニティセンター等で9月14日より配付したというところがございます。

また、意見などの提出方法でございますが、意見を提出できる方としまして、三鷹市内に在住している方、在勤・在学の市民の方で、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する方（団体を含む）となっております。また、提出の方法、提出先でございますが、これは直接または郵送、ファクス、電子メールで相談・情報課に提出していただいたというところでございます。

また、もう1点でございますが、パブリックコメントの受付状況と申しますか、24名おられるのですけれども、一つは、これに関する学習会を実施したということを知っておりまして、その学習会に参加された方から多くの意見をいただいているというところは一つございます。

【伯母委員】 今、学習会をやっているというのを聞いてびっくりしましたが、そういう意味で、私どもも真剣に取り組まなければいけないと改めて思いました。

【安藤副会長】 先ほどの権利の濫用のところで、「市民意見への対応について」の3ページですか、1年間で2,000時間以上を要したとかという事件があったと書いてありますけれども、これは直近で審査請求のあった事件のことですか。

【八木相談・情報課長】 一人だけではないのですけれども、複数の方ですが、その件も入っております。

【安藤副会長】 これは1件でなくて何件もあるという意味ですか。

【八木相談・情報課長】 対象の方が、先ほど安藤委員が言われている、この審査会で関わったというか、対象になった方のほかにも、いわゆるその権利濫用と思われる方がいらっしやいまして、その方たちを合わせて、1年間でございますけれども、2,000時間以上の時間を対応に要したということでございます。

【安藤副会長】 そういうことですか。分かりました。

【八木相談・情報課長】 あと、これはあくまで今回の公開請求・開示請求等の対応のみでございますが、それに付随する対応もあるのですが、請求にも関係ない対応というのは実はまだ別の対応の時間がありまして、あくまでも公開・開示請求等に係る対応だけで2,000時間以上を要したということでございます。

【安藤副会長】 そういうことですか。分かりました。ありがとうございます。

【伯母委員】 今のところでガイドラインの作成を予定しているとありますが、いつどんな形でどんなものを作るのか、その辺の予定等を教えていただけますでしょうか。

【八木相談・情報課長】 ガイドラインは今作成しているところでございますけれども、

こちらにつきまして、まず条例の方では理念規定のみということになっておりますので、ガイドラインだけでは権利の濫用ということは、決定には至らないものでございますが、判断の基準といたしますか、まずガイドラインには制定の趣旨を示しまして、その後、基本指針としまして、適正な開示事務ということで、市側と言いますか、職員側の対応につきまして、市側の権利の濫用といたしますか、そういうことにならないように丁寧な対応に努めるということで、一つ示しているところでございます。また、権利の濫用につきまして記しております、こちらの方でも案件によって個別に判断するところでございますので、安易に開示請求等を拒否することのないよう、厳に慎まなければならないということで、権利の濫用について示しているところでございます。

そのような形で、まずそれが1点目でございます、2点目といたしましては、今度は権利の濫用と解される開示請求等の類型と請求事例ということで、類型を3つほどに分けて示しているところでございます。実際には、先ほどの1年間で2,000時間以上を要したという、対応に苦慮した方々の事例といたしますか、実績といたしますか、ございますので、そういうものも盛り込みながらその類型と請求事例を示したということで、そのような構成でガイドラインを作成しているところでございます。

【伯母委員】 すみません。「可能な限り15日以内に開示決定等を行うよう運用してまいります」というところでありますけれども、従前「15日」とあったものを「30日」に文言上は直していると思いますが、「運用してまいります」ということは、どこかに文言上表れるというところがあるのでしょうか。それとも本当に運用だけでございましょうか。

【八木相談・情報課長】 こちらにつきましては、委員のおっしゃるとおり、確かに条文にはありませんが、こちらを実際に運用していくに当たり、今もあるのですが、手引等、冊子がありますので、そういうところに具体的に記述して、職員に周知して進めていきたいと思っております。

【伯母委員】 参考資料の6ページの先ほどの説明はよく理解できなかったのですが、教えていただきたいのですが、「公開請求の却下」としての規定を追加というのは、やらないということになったということでしょうか。そこを教えていただければと思います。

【八木相談・情報課長】 さようでございます。こちらは4ページにあるのでございますが、個人情報保護制度における開示請求者の基本原則として、理念規定だけを設けているのでございますけれども、情報公開制度の方も、個人情報保護制度と合わせる形で、5ページにあります理念規定だけを設けることといたしまして、委員が今おっしゃられました6ペ

ージの具体的な「公開請求の却下」としての規定の追加はしないということでございます。
両制度とも理念規定のみということでございます。

【進邦委員】 先ほど出てきたガイドラインということですが、あれを含めて、ガイドラインをお示しいただくということも大事だと思いますが、条例自体のよくやることですが、概要を示すようなリーフレットを作成したりとかということにはなさないのですか。

【八木相談・情報課長】 リーフレットでございますか。

【進邦委員】 つまり、今回パブコメで出てきてお答えいただく内容というのは、ここでこの限りで終わってしまいますよね。

【八木相談・情報課長】 さようでございます。

【進邦委員】 運用していくに当たって、例えば新しく越してきた方とか、そういう方には、例えば死者の情報を保護することを条例で定めてくれとかということをおっしゃる方もいらっしゃるかと思うのですけれども、そういうときに市ではこのように考えていますよとお示しいただくとかいうためにそういうものがあるといいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【濱仲総務部長】 今、条例案を固めているところでございまして、これから12月議会の方にお示しして可決された後に、市民の方への周知の方法などについてはまた改めて検討させていただければと思います。基本は、今までの三鷹市の個人情報保護制度を引き続き適切に運用するという大原則がございまして、その辺も含めまして、改めて変わった点等をお知らせできるような何か仕組みといいますか、方法を検討させていただければと思います。

【進邦委員】 恐らく、結構、ここでも変えるなという声が多いですよ。大きく変わってしまうとか、全部国に責任を押しつけるのかみたいな話になってしまっているのでは、そうではないですよということは三鷹市の姿勢としてお示しいただくのがいいのかなと思うので、後から言われてもばかばかしいので、そんなことを考えた次第です。

【岩隈委員】 進邦委員が言われたように、こういう市の姿勢をお分かりいただくような情報提供というのはあった方がいいだろうと思います。割と市民側の意見も、よく勉強されたり、もともとの地方自治の思いがあった上でかなり強いことを言われているという面もあると同時に、今回の法改正で、報道などでも、国が全部権限を持っていくみたいな表現をしているケースがままありますので、今回の法改正についてはそういう側面もなきにし

もあらずだけれども、地方自治の観点からルールが統一されることのメリットとか、御理解いただけるといいなと思うようなところもあるので、すぐにとということではなくて、今おっしゃったとおり、条例が固まってからでもいいと思うので、そういう条例そのものと、あと市の考え方がよく理解されるような状況について考えられたらいいかなとは私も思いました。

あと、何か制度化しないというように、非常に頻繁に開示請求とかを大量に行ってくるようなケースについての言及がありますけれども、対応として、制度はお作りにならないようですが、基本理念の条項のところで少し理解を求めるようなやり方をするというのの一つの考え方だと思います。

あと、今回のパブリックコメントへのお答え、これもやや別の話になってしまうかもしれないですけども、ほかの自治体だと、同じ方が大量請求してくるケースがあるので、そういう場合、どのレベルがいいのか分かりませんが、この審査会がいいのか、あるいは内部の部局でお考えになるのがいいのか、同じテーマで何回もかけてくる場合は、かなり機械的に処理するための内規みたいなものを用意して、ただ、私の経験でもあるのですが、そういう問題があると思われる請求を大量にかけてくるのだけれども、お一人の方で年間 500 件とかかけてくるので、多分かかる時間は 2,000 時間どころではないというケースも経験しているのですが、そういう場合に、その 500 件のうち数件は的を射ているものがあったりすることがあります。

例えば、一件一件きちんと対応したり審査するのが大変だという現状はよく分かるのですが、請求の本質がもう繰り返しになっているものというのは、何らかの形で現場レベルなり、審査会でできるのか分からないけれども、そこで定型文でお返しするようなやり方というのを考える。その代わりに、大量に請求している方でも、的を射ているものを出してることがあるので、それに全部真面目に正面から回答するのは大変だけれども、何か事前の簡単な目通しの審査みたいなことをやった上で、深い検討をする必要があるものとそうでないものとを分けるという運用はできそうな気がしますので、そういった対応も今後お考えになると、もし今後そういうことが増えそうなのであれば、一つの方向性としてはあるのかなと思ったりしています。本質と違うところだったかもしれませんが、資料を拝見しての所感ということで、差し当たり、以上です。

【戸張会長】 それでは、特に御質問がなければ、報告事項については終了ということにいたしたいと思います。

そのほか、事務局から何かございますでしょうか。

【八木相談・情報課長】 先日の骨子（案）でもお示しさせていただいております、最後の6ページにある今後の予定でございますが、まず12月に三鷹市議会への議案提出となります。そして、その後、令和5年4月に条例を施行するという形で進めてまいります。

【戸張会長】 ありがとうございました。

特にそのほか報告していただくことがないということでしたら、これで令和4年度第2回三鷹市情報公開審査会及び個人情報保護審査会を閉会したいと思います。どうもお疲れさまでございました。

— 了 —